

<別紙>

【タイトル】平成30年度前期用教科書のお申し込みについて

【本文】

学齢期のお子様をお持ちの在留邦人の皆様へ

日本政府は、日本国籍をお持ちで海外に長期滞在する義務教育学齢期（小学生及び中学生）のお子様を対象に、日本の教科書を無償で配布しています。

お子様のために、平成30年度前期用の教科書の配布を希望される方は、「9月20日（水）」までに、以下のとおりお申し込みください。

なお、視力等に障害のあるお子様用の教科書も配布できますので、該当する方は個別にご相談ください。

<お申し込み方法>

以下の事項を記載して、下記のあて先まで電子メールでお申し込みください。

記載事項1：お子様の氏名、生年月日、2018年4月現在の学年

記載事項2：保護者の氏名、メールアドレス、電話番号

あて先：consular@vt.mofa.go.jp

<留意事項>

※お子様が補習授業校へ通われている場合には、同校を通じて教科書が配布されますので、大使館へは申し込まないでください。

※お申込期限を過ぎてしまうと、別途「海外子女教育振興財団」へ追加送付の申請をしていただくこととなります（送料自己負担）のでご留意願います。

※無償配布は、お子様の生年月日により該当する学年分の1セットのみとなります。

※在留届が未提出の方（お子様のお名前が未記載の方）につきましては、在留届の提出（又はお子様の追記）を済ませてからお申し込みください。

【問い合わせ先】

在ラオス日本大使館領事班

電話：021-414-400～403

メール：consular@vt.mofa.go.jp